

固定資産税・都市計画税 共有代表者変更届出書

受付印

芦屋市長 宛

届出日		令和 ● 年 ●● 月 ●● 日			
通知書番号 (複数の場合は全て記載)		0021012345			
変更後の 新代表者 【自署】	住所	〒 000 - 0000 ◇◇市◇◇町◇番◇号			
	氏名	芦屋 一郎	生年月日	平成 大正 昭和 明治	● 年 ● 月 ●● 日
			電話番号	(0797) 31 - 2121	
変更前の 旧代表者 【自署】	住所	〒 659 - 8501 芦屋市精道町7番6号			
	氏名	芦屋 太郎	生年月日	平成 大正 昭和 明治	● 年 ● 月 ●● 日
			電話番号	(0797) 38 - 2017	
やむを得ない事情により 旧代表者の署名を得られ ない場合のみ記載	共有代表者 の変更が必要 な理由				
	旧代表者の 署名を得られ ない理由				

下記の留意事項に承諾の上、固定資産税・都市計画税の共有代表者の変更を届け出ます。

留意事項	①	新代表者は、本届出書の通知書番号に該当する共有物件に係る固定資産税・都市計画税の納税通知書等の文書を、共有者全員を代表して受領します。
	②	芦屋市から旧代表者に対してなされた固定資産税・都市計画税に関する告知等は、新代表者に対してもなされたものとみなされます。ただし、滞納処分に関するものを除きます。
	③	持分の移転により共有者の員数に変更があった場合、変更のあった物件の共有者のうちから市が新たに共有代表者を指定することとなるため、本届出の新代表者が共有代表者とならない場合があります。このような場合で予め代表者を指定したいときは、別様式「固定資産税・都市計画税 共有代表者指定届出書」を提出していただく必要があります。
	④	共有物件に係る納税義務は、地方税第10条の2に規定する連帯納税義務であり、共有代表者が誰であるかに関わらず、共有者全員が連帯して納税する義務を負います。
	⑤	送付文書の不着返戻等の事情により、新代表者に送付することが不相当であると市が判断した場合、予告なく本届出の新代表者とは異なる共有者を市が代表者に指定する場合があります。
	⑥	代表者の変更について他の共有者から照会があった場合、本届出内容を他の共有者に公開（閲覧、複写等）する場合があります。
	⑦	届出書記載内容に不備がある場合、または旧代表者の署名がない場合で代表者変更理由及び旧代表者の署名を得られない理由に相当の合理性が認められないと市が判断したときは、変更内容が認められない場合があります。